

午前9時30分 開会

○宮本会長 ちょっと、定刻よりも早いんですが、皆さん全員御出席ということで、ただいまより令和3年11月農業委員会を開催したいと思います。

本日の今月の署名人として、稲田委員、谷川委員、よろしく願いいたします。

では、事務局どうぞ。

○事務局 おはようございます。朝早くからありがとうございます。

事務局のほうから、先般、訃報につきましていろいろと御連絡させていただきました。御協力ありがとうございました。

それでは、11月度の議案のほうを進めさせていただきます。

議案第1号、農地転用のための所有権移転の申請が2件と自作地の有償による所有権移転の申請がございました。申請は、3条と5条になります。

農業委員会受付は、3条関係が1件、令和3年10月26日、もう一件が令和3年11月5日受付。5条関係が、令和3年11月1日でございます。

まずは1件目、5条のほうより進めさせていただきます。

所在地は、字中村、番地は●●●●番●、同●●●●番●、地目は田、台帳、現況とも田でございます。面積は、字中村●●●●番●が92㎡、●●●●番●が578㎡で、全て合わせて670㎡でございます。譲渡人は、宇多津町●●●●番地、●●●●様、譲受人は坂出市●●町●●●●番地●、有限会社●●●代表取締役●●●●様でございます。理由につきましては、譲渡人が農地の管理に困っていたところ、長屋住宅を検討していた譲受人との意見がまとまり契約に及んだ次第でございます。隣接農地、関係者の同意につきましては、全ての同意をいただいております。

○宮本会長 ● ●。

○事務局 はい。

○宮本会長 まず、議案第1号の番号1番、本件につきまして地元水利組合いかがでしょうか。

○大坂委員 この案件につきましては、10月18日に立会をして確認し、全ての事務処理はできました。

以上です。

○宮本会長 今、報告がありましたように、水利のほうと立会いを行いまして問題なしということでございます。

本件につきまして、委員の皆さん、意見、質問等ありましたらお受けします。

先立って申し上げておきます。発言いただく場合は、挙手をお願いします。そして、私のほうから指名しますので、よろしくをお願いします。

すいません、本件はいかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本会長 異議なしということで、進めさせていただきます。許可ということで進めさせていただきます。

続きまして、議案第1号の2番をお願いします。

○事務局 所在地は、字山下、番地は●●●●番、同●●●●番、同●●●●番で、地目は●●●●番が台帳では田、現況は雑種地でございます。●●●●番、●●●●番は畑、現況は●●●●番同様に雑種地でございます。面積は、字山下●●●●番が13㎡、●●●●番が158㎡、●●●●番が89㎡で、全て合わせて260㎡でございます。譲渡人は、宇多津町●●●●番地●、●●●●様、譲受人は宇多津町●●●●番地、●●●●代表役員●●●●様でございます。理由につきましては、譲渡人は土地管理に苦慮していたところ、●●●●内地を拡張する計画を持った譲受人との意見がまとまり契約ということで、意見同意につきましては地域の自治会長様の同意をいただいております。

以上です。

○宮本会長 本件につきまして、これは多分水利組合はないかと想像するんですが、事務局いかがですか。

○事務局 ありません。

○宮本会長 そうしたら、今事務局のほうから報告がありましたように、自治会のほうからの同意という形で受けていただいているということで報告させていただきます。

委員の皆さん、御意見、質問等ありましたらいかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本会長 異議なしということで承認いただきました。

○大坂委員 あんたんとこの横か。

○宮本会長 西山委員どうぞ。

○西山委員 山下の●●のこの家があるでしょう。あの上を上がっていったところになるんですかね。ほなけん、境内地の中のほうもちらっと見に行ったんやけど、ほんなら倉庫があって、その向こうのほうの雑種地です。ほんで、周りにはもう多分郷照寺の倉庫か何

かでしょうね。

○宮本会長 もう既に●●●のほうが利用しているところの隣地に当たるわけです。

○西山委員 何かそんな感じですか。ほなけん、フェンスみたいななんも向こうにあって、山下の●●上のほうになる。あそこは、ちょうど●●の境でしょうね。

○大坂委員 ほなもう別に関係ないんじやの。

○宮本会長 ありがとうございます。今、ちょっと西山委員の補足説明という形でいただきましたので、本件許可ということで進めさせていただきます。

以上です。

○事務局 それでは、議案第2号、3条申請に入ります。

所在地は、宇岩屋●●●●番、地目は田、台帳、現況とも田でございます。面積は826平方メートルでございます。譲渡人は、高松市●●●●番地●、●●●●様、譲受人は宇多津町●●●●番地●●、●●●●様でございます。●●●●理由につきましては、譲渡人は労働力不足、譲受人は経営規模の拡大となっております。

○宮本会長 本件の地元水利組合、谷川委員どうぞ。

○谷川委員 これ事務局さん、この田んぼ、これ今宇多津で若い人が田んぼを買ってあの人が作っじょったやろう。あの人の場合、あの人とこの●●さんとであれを、あそこでブロッコリーややっじょったんじやが、このときこれ●●さんって、この間からちょっと見たら名前が変わっとなんじやけど、その話合いはもう結構できとんやの。

○事務局 できております。

○谷川委員 できとんですな。ほな、もう岩屋水利組合はもう結構です。

○宮本会長 ほかに御意見、質問ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本会長 異議なしということで、水利組合のほうもオーケーということで許可いただきました。本件許可ということで進めさせていただきます。

では、2番をお願いします。

○事務局 誠に恐縮ですが、●●委員にはここで一時退席をお願いします。

それでは、3条申請2件目に入らせていただきます。

所在地は、字長縄手●●●●番●、地目は田、台帳、現況とも田でございます。面積は99.6㎡でございます。譲渡人は、宇多津町●●●●番地●、●●●●様、譲受人は宇多津町●●●●番地●、●●●●様でございます。各々の理由につきましては、譲渡人は労働力

不足、譲受人は経営規模の拡大となっております。

以上でございます。御審議のほどお願いします。

○宮本会長 これ大坂委員どうぞ。

○大坂委員 ●●さんの住所やけど、宇多津町●●ってなっとるけど違うん。

○事務局 すみません。訂正いたします。

○大坂委員 田町やな。

○事務局 すみません。

○宮本会長 そうしたら、宇多津町●●●●番地●ということで、分かりました修正を願います。

○事務局 訂正をお願いします。

○宮本会長 あと水利組合のほうから、大坂委員どうぞ。

○大坂委員 別に問題ないんと違うかな。

○宮本会長 ただいま水利組合のほうからの意見ありましたけど、問題なしということで、本件を許可ということで進めさせていただきます。

○事務局 ありがとうございます。

○宮本会長 ●●委員、許可ということで承認を受けましたので、報告しておきます。

○谷川委員 ……

○宮本会長 そうしたら事務局、議案第3号をお願いします。

○事務局 本日、香川県農地機構のほうから栗本さんがお見えになっておりまして、今後の農地の取組というか、そういうふうな集積のことについてちょっとお話をさせていただく予定にしておりますので、早速お願いできたらと思います。栗本さん、お願いします。

○●栗本● 失礼いたします。会長さんの許可をいただきまして、私、公益財団法人香川県農地機構の事業次長の栗本と申します。よろしくをお願いします。

本日は、後でまた御審議いただく案件につきまして、その前段として私のほうから制度的なものを御紹介、御説明させていただいた上で、十分な御理解いただいた上で審議のほうに移っていただきたいということで、誠に勝手ながら私のほうから前段の制度の説明をさせていただくということにさせていただきます。座って説明させていただきます。

お手元のほうに……。

○事務局 すみません。これでよろしいですか。

○●栗本● ちょっと待ってください。

そうしたら、1枚パンフレットと横書きの説明資料を準備してまいりました。この大きい何枚かつづったやつの方を見ていただきたいと思います。

私どもも、今実施しております農地中間管理事業、これにつきましては国のほうが全国的に、もう皆さん御存じの高齢化、それから遊休農地の拡大、それから担い手がなかなか規模拡大進まないというようなことで、平成26年、いわゆる安倍第2次内閣の最初の方にこういったいわゆる中間管理をして、担い手に農地を集積するというような取組をスタートしたということで、平成26年から香川県の場合は私ども公益財団法人香川県農地機構が県の指定を受けて事業を実施しているところでございます。

今まで実績としては、大体3,000ヘクタールぐらい機構が農地ストック、ストックを機構が持っています。香川県の農地2万9,000ヘクタールぐらいですから、大体10%ぐらいもう既に香川県農地機構が一応農地を借り受けて、それを担い手に貸し付けているというような状況でございます。香川県の場合、特に農地集積専門員という、私ども職員を市町の農業委員会に配置して、現場での取組を強化してきたということでございます。

そういった中で、令和2年度に、それまでは農振地域だけが対象ということで実施されてたんですけど、令和2年にいわゆる農振地域外についても結構遊休地が進んでいるということもありまして、対象にするということになりましたので、令和2年度から宇多津町のほうでも、この事業を実施できるようになったところです。そういったことで、昨年4月からこちらのほうでも前の事務局●●さんを中心として取組を進めていただけてきたところでございます。

機構の場合は、いわゆる3条の貸借と異なりまして、一応期間を決めて、ここにもございますとおり原則6年以上ということにしていますが、6年たったら、契約期間が済んだらもうきちんと所有者へ戻しますよと、農地が戻りますよということで、短期契約で当然更新ということはできるんですけども、更新更新で手続を進めていくような形になるわけでございます。

そういった中で、ちょっと2ページのほうを開いていただきたいと思います。

農地の貸し借りについては、いろんな方法がございまして、先ほど御審議されておられました、いわゆる農地法3条、これによる利用権の設定、それから農業経営基盤強化促進法、これが先ほど申し上げた担い手に農地を貸し借りする。期限が有限であるというようなやり方で、農業経営基盤強化促進法による貸し借りというのがこれまでございました。

これに加えて、一番上のところでございますが、農地中間管理事業ということで、この農地中間管理事業については、もう貸したい人からどんどん機構が預かりますよと。どんどん機構に持ってきてくださいと。それを機構のほうで農業委員会とか市町農林課と協議しながら、相談しながら担い手に適正に受けてもらいましょうというようなことで、一旦機構が借りた農地を転貸という形で又貸しをするということで担い手に貸し付けると。あと農地法とか基盤法はもう出し手、受け手が1対1で契約を結びますから、機構は当然中に入っていないんですけど、そういったことで1対1の農地法3条なり、基盤法の貸し借りについては相対、当然出し手と受け手が1対1で契約するということに対しまして、いずれにせよ両方とも農業委員会で機構は許可というか決定は当然必要なんですけど、そういったやり方ではなくて、機構が1回借り受けてそれを貸し付けるというようなことでございます。ですから、例えば担い手の人が病気でもうちょっとできんわという場合に、また別の担い手に貸し付けるということもできますし、結構機構の段階で相手に対して結構融通がつく、調整がつくという制度として仕組みられたものでございます。

3ページ目、ちょっとお開きください。

そういった中で、実際の仕組みですが、3ページのほうをちょっとお開きいただきたいと思えます。

今申し上げました、いわゆる地権者から一応香川県農地機構が一旦借り受けて、それを担い手に貸し付けるということになりますので、2つの契約が必要になるわけです。私どもと地権者の間の契約、それから私どもからいわゆる転借人、受け手に対する契約、この2つが必要になってくるわけです。宇多津町におきましては、一応基盤法の同意市町村ということになってますので、宇多津町のほうで農業委員会の決定をいただいて、この修正計画というのを定めていただきますと、これで自動的に利用権が設定されると。いわゆるこの2つの契約が成立すると。いわゆる農業委員会のほうの決定をいただいてということになるんですけど、そういう形になります。

このやり方が、どういうメリットがあるかということなんですけど、最後のところにちょっと整理をしていますが、出し手のメリットとしては、相対の場合もお互いに相手を信用してということになるんですけど、農地中間管理事業については機構、いわゆる公的機関が間に入るということで、貸すほうも何かトラブルがあったら何とかしてもらえるとということで、安心して農地を貸すことができる。それから、出し手のほうは受け手を探したり交渉したりする必要がありません。2人、相対である場合はどうしても受け手がないとで

きませんが、機構の場合は一応一旦借り受けて相手をそれから探すということになりますので、そういった必要はないということ。それから賃料の関係が一番トラブルの原因になると思うんですけど、賃料については機構が間に入ってということになりますので、出し手のほう、いわゆる地権者のほうには責任を持って機構から支払うということになりますし、契約期間が満了すれば農地は確実に戻るとということになります。それから、要件を満たせば国の、国のほうが後押しをしていると、支援をしているということで、協力金の交付を受ける、これは結構難しいんですけど、そういうこともできると。

受け手のほうのメリットとしては、個々の所有者と交渉する必要はなく、契約や賃借料の支払いも一度にできますということで、一応機構のほうに受け手の人はこの地域で農地を拡大するということに登録いただければ、その人を対象にも交渉するということになりますので、一応登録だけしておいていただければ、直接は交渉する必要はないと。それから、まとまった農地の借入れや分散した農地の集約化が可能になるということで、ある程度機構が調整して計画的に担い手の方に農地を集積するということになりますので、そういった点でも担い手、受け手の人はメリットになるということ。それから、なかなか新規就農者とか企業参入など、非常にその地域と知り合いがない場合は農地は借りにくいということもございますが、農地機構が間に入って調整しますので、そういったことも比較的簡単にできるというようなことで、そういったことでちょうど26年から9年経過するということで、先ほど申し上げたように、県内の農地の1割程度を機構が扱っていると。今回、後で事務局のほうから御説明がありますが、坂出の大規模な法人がこちらのほうで、大きな法人が担い手の方ですが、こちらの地権者の方とある程度話が出来上がったところもございますので、機構が間に入って貸借をお願いするということもございます。

以上で一応簡単ですが、機構の制度について説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○宮本会長 ただいまの……。

○谷川委員 ちょっと。

○●栗本● 結構です。

○宮本会長 ちょっと、質問を受けさせてください。

谷川委員、どうぞ。

○谷川委員 今、これ1番に高齢、所有者の期限を6年以上としているが、これ6年未満でも可能となつとるわな。ほいで、これはやっぱり最低何年という規定はあるんですか。

○●栗本● 一応、今のところ3年ぐらいが、基本は6年ということですので、それより短い期間の場合は、その期間が満了したときにもう一回貸すか貸さんかの協議だけはさせていただきますよという同意をいただいています。それがあれば、大体今は3年ぐらいが一番短い期間です。

○谷川委員 大体3年ぐらいやったらええん。

○●栗本● はいはい。

○谷川委員 いや、これを宇多津町のうちの農業委員会では、今までがこの6年、6年という貸し借りができなんだんや。それで、私は3年で何とか町も、宇多津の農家のためを思うてどいやと言うけど、今にそれができてないんや。ほいで、今日ちょっと早うなるけど、この間の農家のアンケート調査を取って、その中に農業委員会からこの貸し借りのことも一応これ提案しようと思うとんじゃ。出して、ほいで期限が6年というたら、ちょっと長いと言うんです。貸し借りが。私は、3年か4年ぐらいで宇多津がどうかと言うけど、これまた行政のほうへもお願いせないかんようになつとんやけど、今日ここで出たら未満でも可と言うけん、県が承認してくれるんだったら宇多津町も承認はできると思う。それで、お聞きしたんです。

○●栗本● 一応、これについては最初、当初この制度をスタートしたときには、やっぱり基本はそれまでも6年というのを基本にしてたんで、それで行ってたんですけど、今谷川委員さんおっしゃられたように、現場からそういう声も、結構強い声もございまして、制度3年目ぐらいから6年より短い期間も入れさせていただいたというようなことでございます。そういったことで、現場の、僕らとしては現場で使いやすいものにしていかないかん。でも、あまり短過ぎるとまた担い手の人も借りて、やっぱり経営やったらある程度見通して借受けするということになるんで、やっぱりある程度の期間は必要なかなと。一年一年でやると、今年作ったわ、来年できんわというたら、またその人の経営計画も緩んでくるということになりますので、やっぱりそういうところでのお互いの歩み寄りというのは、僕らもお願いをしたいところなんですけどね。まあでも、今おっしゃられたように、3年以上であれば私どももお受けするということにしています。

○谷川委員 それともう一つ、水利組合が水路の掃除をするとか、土手の草を刈るんですわ。ようけ。そういうなんで、この中間管理機構のほうでよその農振に入つとるところはそういうなんの補助金が出よると言うんを聞いて、ほなけん宇多津もこれに適用するんだったら、そういうなんの申請をしたらどななんですかね。それをお聞きしとったら……。

○●栗本● そこは、ちょっと僕は水利と別、水利の維持管理か何かに補助金が出るということですか。

○谷川委員 うん。水利でね。もう毎年掃除はしよんやけどね。距離で言うと300メートル、ほいで草刈るんやったら大体100メートルあるんじゃ。そういうなんで、前から町へ少々ぐらいは草刈るときのお茶代ぐらいは出んかのうというて、町へもいろいろと交渉したけど出んけに、ほなけんこのきりこういうなんで中間管理機構とか農地機構というんが宇多津が適用できるんなら、そういうようなほうもよその市町のと一緒に、まあどななんかいなと思って、今日お聞きしよんですけど。

○●栗本● 直接的には、私どもそういった補助金を出しておりません。ひょっとしたら、土地改良関係、連合会、そちらのほうから、土地改良関係から出てるんかもしれんですけど、申し訳ないです。今日詳しいことはちょっと存じ上げないので、またそれは町のほうで調べていただいたらと思います。ちょっと、私そこは存じ上げません。

○谷川委員 ほな、それはまたうちの町の話をして、県のほうへお伺いするようにします。どうもありがとうございました。

○●栗本● いえ、こちらこそありがとうございました。

○宮本会長 ちょっといいでしょうか。

ただいま委員の皆さん、事業部のほうから皆さんに今回の農業委員会でも管理ができないということで、3条とか5条で農地を手放す方が毎月のように許可申請が出ております。実は、当町は御存じのように、直島と同じく外れております。宇多津町独自で4年ほど前に宇多津町農業経営規模拡大促進事業補助金というのを設定しております。ちょっと、私のほうから説明させていただくんですが、これは今ちょっと谷川委員から質問がありましたように、6年。そして、補助金として2万円というものを借手、貸手双方にお支払いをします。一応、今県の私ども中間機構と言うんですけど、その役割を担うのがいわゆる農業委員会、宇多津町の農業委員会がやります。そして、一応農業委員会のほうへ貸したいよという方は申入れいただいて、それを町の今農地を借りて大規模でやられておる人にお声がけをして、いかがでしょうかという問合せをして、それで農業委員会のほうへ3条申請の形で申請いただいて、委員の皆さんで審議して協議をするという、協議して、それでオーケーであればそれで契約という形。まさしく、この県のやられておる、農地機構がやられておる形と同じものを、農振地域から外れていたために4年前に設定しとるんです。

これを、ひとつ今言いましたように、3年、6年と。あるいは、2万円と。補助金は出られるんですか、この場合。この管理機構のほうから。

○●栗本● 県のほうが、農地集積補助金というのを設定しております、それは6年以上で担い手、いわゆる認定農業者等が対象だったと思います。その補助金が農振地域外に出るかどうかは、今ちょっとあれで……。

○宮本会長 じゃなくて、農振地域として今どのように。

○●栗本● 農振地域としては、今1万5,000円出る制度はございます。担い手に対して。

○宮本会長 まとめると6年で1万5,000円。

○●栗本● 多分6年だったと思います。1万5,000円。

○宮本会長 それは、受け手と借手両方ですか。

○●栗本● いやいや受け手だけです。

○宮本会長 受け手だけ。貸すほうは出ません、こういうことですね。

○●栗本● 出ません。

○宮本会長 ということは、当町としてはちょっと優位性があるような。

○●栗本● 手厚い多分助成されていると思います。

○宮本会長 残念ながら、こういう制度をつくったんですが、実績としてありません。宇多津町の中で実績としてありませんが現状です。今、ちょっと谷川委員から質問ありましたように、これは制度自体の基準をもう少し見直ししたらということで、今後もやっていくのかなというふうに思います。。

○●栗本● そうですね。もうやっぱり現場の農家としては使っていただいて、それで元気が出てもらえるのが一番いいと思いますよ。

○宮本会長 使いやすい制度としてということ。

○●栗本● そう思いますけどね。私個人的には。それは、町の考え方がございますから、私がここで申し述べる話ではないですけど。

○宮本会長 もう一点、今の宇多津町の独自の補助金制度あるんですが、これは例えば今説明していただいた制度が出ますと、これをどういうふうにする。似たようなところがあるんですが、例えば宇多津町の中で宇多津町の制度にのっるとということ。のっってやるよという場合は、これ今説明いただいた分に対しては、どういう対処の方法をすればいいんですかね。すなわち何が言いたいかというたら、今説明いただいたのとほぼよく似た形で

はあるんですが、宇多津町の制度でやった場合、それを例えばこれを報告して、いわゆる集積の実績の数値に乗せるとか、いやいや宇多津町の制度は制度でいいよ。ただし、うちにもこういう形を、うちの形にもやってください。ダブルで認定作業をせななんだからいかんのですかという質問です。

○●栗本● ダブルで認定作業。

○宮本会長 うん、だから宇多津町の中で、委員会の中でオーケー出たら、それでも補助金制度にのっかって、それでいわゆる貸手、借手がやりますよと。でも、こういう県の人はこういう制度がありますよ。これも似たような制度なんで、報告してこういうことができましたよ宇多津町で。実績ありますよ。これをそちらのほうへ報告して、いわゆる実績値に数字を上げるか、いやいやこの制度のちゃんとした要旨にのっかって手順を踏んでやるのですかという質問です。その2つを。

○●栗本● 会長がおっしゃるのは、県の助成制度と宇多津町独自の助成制度がある。それ両方もらえるかということですか。

○宮本会長 もらえるかじゃなくて、もらえるのは宇多津町にもらったらそれでええんだったらそれでオーケーなんです、この機構のほうに報告だけで終わりですか。あるいは、いや報告するんと同時に書類的な処理をしてくださいねという質問。

○●栗本● 別々の補助制度なんで、当然宇多津町には宇多津町の補助金の場合には取決めがあって、それに基づいた申請をするということになってますから、それぞれでやっぱり申請していただかないかんと思いますよ。

○宮本会長 それは、補助金を受ける場合の。

○●栗本● そうそうそう。

○宮本会長 受けなかったら、もう町だけ。

○●栗本● そうそうそうそう。

○宮本会長 ほんで、こういうことが実績としてできましたよと報告すると、例えば集積面積の累積には、それをやりますよという、そういう形になるということですか。

○●栗本● そういことです。

○宮本会長 分かりました。ありがとうございます。

稲田委員、どうぞ。

○稲田委員 賃料って書いてありますけども、これは補助金の意味の賃料、それともそれぞれの間で合意された契約のお金の。

○●栗本● そうそう、例えば1反1万円で貸しましょう、地権者貸しましょう。それで、私らがそれで借ります。同じ条件で、当然受け手のほうへ貸しますから、その1万円で借りますよと。その2つの契約。受け手から1万円をもらうと。出し手には1万円を支払うと。たまに、受け手の人が支払いができません場合も、1万円がなかなかもらえないという場合は、地権者には機構が責任を持って1万円を支払いますよと。ですから地権者の人は、もらいっぱぐれはないですということです。

○稲田委員 それでは、それとは別に補助金とかというのがあれば1万5,000円というのが出ると。

○●栗本● それは別です、全く別です。それは、もう機構の業務というか、機構の業務の外の世界でやる、県のいわゆる支援措置、国の支援措置、そういうもんですから全く別の財布に入ってくるということです。

○宮本会長 その補助金というのは、当然いただける率というのは高いですか。

○●栗本● だんだん厳しくなってきます。というか、これ26年に制度ができたんで、最初の頃は国もどンドンこの制度定着せないかんということで、もう大盤振る舞いで助成してたんですけど、もうある程度8年もたってきて定着してきたら、もうそんなお金要らんやろうということになって、だんだん厳しくなってます。

○宮本会長 これは、農水省からの補助金。

○●栗本● 農水省、県の補助金もごぞいます。さっき1万5,000円と説明したのは県の補助金であります。県の補助金も昔は2万円だったんです。でも、だんだんと面積も増えてきて、もうこれ以上ということでだんだん目減りしてきたということでごぞいます。それは1つの誘導策なんで、補助金が減るんで制度としては致し方ないのかなという感じはしてますけど。

○宮本会長 西山委員、どうぞ。

○西山委員 質問なんですけども、1万5,000円と言いつたのは、6年超えて云々という話がありましたよね。その分の中で、その期間内の分で1万5,000円、1回こっきりでそれは。

○●栗本● 1回こっきりです。

○西山委員 1回こっきりですよ。ほんで、県のしよる分も希望を聞いて、こっちの調整をするというような感じですか。受け手と貸し手の。

○大坂委員 賃料や。

○●栗本● 賃料の話ですか。賃料の話は、出し手の方からこのぐらい欲しいなという話があって、ほんで受け手のほうからはこのぐらいにしてもらえんかなあという話があって、そこはだから1万円になるか5,000円になるか。

○西山委員 ほなきん、今大体3年から6年の契約期間内で1回支払われる。

○●栗本● いや、それは毎年です。賃料は毎年です。今、最近多いんでは、どうしてもやっぱり農家の方が、地権者の方が自分はよう管理せん、高齢化で管理できんわということとか、あと相続で最近もう亡くなって、相続で県外に出られとる地権者の方もおられますし、よう管理せんわというんで何とかしてくれんかのという話があって、そういう農地はどちらかというの使用貸借、ただで貸し借りするような案件も結構多いです。基盤整備だけきちんとしても、きちんとした後だったら賃料ももらえるということにもなりますけど、そうでない農地はただで貸すというのも増えてきては増えてきてます。今の御時世やっぱりそういう感じで反映しとんかなという気もしますし。そんな感じですね。何かございましたらまた……。

○宮本会長 大坂委員、どうぞ。

○大坂委員 今、ある程度この農地中間のほうがお預かりして、借手が見つからないということはありますか。

○●栗本● 基本的には、借手が見つからないのを預かれというのが、機構はそういう使命を担っとなんですけど、借手が見つからんのをうちが預かっっても、ずっと保全管理というか、農地を維持せないかん。それは、どうやってするかというたら、全部国の税金でするわけですね。そうすると、なかなかそういうのもようけは増やせんなというのがありまして、今は保全管理しているのは受け手の方が病気でちょっともう農業できん、担い手の方が農業できんようになったわというような、もうどうしてもやむを得ん部分は保全管理してます。

○大坂委員 何で聞きよるかというたら、宇多津の場合、進入路の狭いやつとか田渡しでの田んぼがある。

○●栗本● そういうのはどこでもありますね。

○大坂委員 そういう圃場があるのはあるんです。ほなけん、そういうところは案外今も草林という話やわな。そういったやつは、やっぱり受けられない。

○●栗本● そう、うちとしては、結局最終皆さんの税金で言うたら保全するような形になるんで、基本はやっぱり私有財産なんで、そこまで公共的な僕らが税金でやってええの

かというような、そこはそこまでやれというような国の考え方が出れば、もう全部預かるということもひょっとしたら出てくるんかもしれんですけど、これ以上厳しくなってくれば。今の段階では、そこまでの状況には至ってないというようなことになろうかと思いません。

○大坂委員 ●府中、西庄なんかやったら、基盤整備ができて道路が横づけになつとるわな。宇多津は、そこらあたりがちよつとな。

○●栗本● それは、まあ香川県ここだけではなくて、結構いろんなところで田渡しで借りれんところございますから、特にこの地域がということではないと思いますよ。

また、何かありましたら機構のほうに御連絡いただけたらと思います。ほんなら私終わります。

○宮本会長 ありがとうございます。

では、第3号議案の2つ目です。

アンケート最終集約についてです。

皆さん、アンケートをお持ちでしょうか。よろしいでしょうか。

ずっとアンケート、最終ということでやってきたんですが、残念ながら9月、10月ということで、最終ページの9ページ以降のところまで止まっております。本日、何とかまとめていきたいと思しますので、よろしく審議のほどお願いいたします。

8ページまでよろしいでしょうか。

欠席の方もおられましたので、再度、9ページ、その他の自由記述欄のところまでは前回の、お待たせしました。9月、10月と各1項目から7項目の自由記述欄のところまで、一応皆さんの御意見を伺っております。欠席の方もおられましたので、再度1項目めから最後の自由記述欄までの間に何か言い忘れた意見とか質問とかありましたらお受けしたいと思えます。それが終わりましたら、最後のまとめのところへ行きたいと思えます。

何か御意見あれば挙手願います。よろしいでしょうか、特にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本会長 そうしたら、一応10月までのところで皆さんの御意見まとめて、修正のほうも事務局のほうへお願いしております。

そうしたら、最後にこのアンケートについてのまとめをやりたいと思えます。

まとめにつきましては、当然これだけのアンケートを皆さんの力をいただきまして、八十数%という回答をいただけるというようなアンケートでしたので、当然農家の方も興味

を持って注視されているというふうに考えます。

前回は申し上げましたように、このアンケートについて農業委員会として、農業委員会として何かの形、あるいは何かの対応策というのをまとめたいということで、今月最終まとめをやりたいと思います。

いろんな意見はあろうかと思えます。まず、皆さん農業委員会として、このアンケートの結果を踏まえて、こういうことをやろうじゃないか、あるいはできるかどうか分からんけどこういう提案もしたいねということがあれば御意見をいただきたいと思えます。どうぞ意見がある方、挙手お願いいたします。

谷川委員、どうぞ。

○谷川委員 今言うたように、アンケートはアンケートをして、ほいで我々農業委員会が町へ何か要望するんで、私今さっき言うたように、この貸し借りの件、これはやっぱり要望として、6年と言ひよんが未満でも構んというんが県も言うてくれたけん、そこら辺を町の行政のほうへもひとつ委員長お願いしたらと思えますわ。それと、委員長のほうで何か要望する項目が、これもしたい、これも委員会から出したいがという何かこういうたたき台というか、お考えがあるんだったら、またそれも言うていただいたら一番審議がしよいんじゃないかと思うんですけど。終わります。

○宮本会長 ありがとうございます。

谷川委員の御意見、ちょっと補足、多分こういう意見だろうということを私のほうから再度説明させていただきます。

今、県のほうからいろいろ貸し借りの話のときに、私のほうから宇多津町の補助金制度について、こういうのもつくっていくよという説明をさせていただきました。その中で、今谷川委員が言われるのは、まず6年という年数と2万円という補助金、これの見直しをやっていただきたいということの提案だと受け取りました。そういうことやろ。

○谷川委員 そうです。

○宮本会長 1つ目、6年ということについて、今見直しの案として3年という形だと受け取りました。金額のほうはいかがでしょうか。金額、お金のほうは。

○谷川委員 いや、もう金額のほうは別に私は気にしてないんです。ただ、期限が長いけに貸し借りができんと言うて、金のことはかまんのです。

○宮本会長 分かりました。

○谷川委員 ほなけん、それはもう今言う県がこれだけですと、今2万円が1万5,000

0円になつとる、1万円になつとりますというんだったらそれで結構です。期限だけをできたら見直していただきたい。それも宇多津型で、3年がいかんのなら4年とか、そういう方向性にしていだけるといふ、そういう町の回答がいただきたいといふことです。

○宮本会長 そうしたら、宇多津町独自の補助金事業についての年数、年数を6年から3年への見直しの検討を行うといふのが、農業委員会の今後の対応といふことの形の項目に入れさせていただきます。

○谷川委員 お願いします。

○宮本会長 その他御意見ございませんか。

稲田委員、どうぞ。

○稲田委員 今回の期限の短くするといふのもいいと思ふんですけども、それとともに例えばこれにも入ってます、問題のところ50アール、営農面積が50アールだとか、農業従事日数が90日。例えば、隣の田んぼが荒れてて、自分とかがそんなに、作ってはないけど機械、家の前50アール以下しかないといふ場合に、隣もできる力がある方とか中にいらっしゃれば、もうちょっと基準を下げて、これはもともとはさっきの中間管理機構の基準でやってるんで、もっと小さい農家でもそういう耕作放棄地になりつつあるところもできるような条件にしてあげたらと思ふんですけども。

○宮本会長 分かりました。

今、稲田委員のほうからの御意見は、補助金制度の内容の条件をもう少し見直して、宇多津町独自のほうで、いわゆる宇多津町としては非常に面積の狭い農地が多い中で、条件が縛られるとこの補助金制度を受けにくいよ。だから、条件自体の見直しをもう少し緩和したものに直してほしいといふ意見だと受け止めます。これも含めて検討したいといふことで、項目として上げておきます。

確かに4年前、この補助金制度をつくるときに、前事務局の方に県の制度、中間管理機構ですね。制度を参考にして、これをやったのが事実です。だから、いわゆる農振地域でない宇多津地区に初めてこの補助金制度を取り入れたいといふことで、何とか非農地化を防止したいといふことで、取りあえず県の分を参考にしてといふ形で6年、あるいは50アール、いろんな条件を設けたんですが、今回今までの実績でもうあまり上がらないといふことで見直しをすると、したいといふことと受け止めております。分かりました。

その他、御意見ございませんか。

ちょっと、私のほうからくだらない話なんですけど、実はこのアンケート、皆さん集計さ

れて委員の方に平均7軒ずつ、たしか5月20日の農業委員会を過ぎた後、皆さん各委員に割り振りさせていただこうという形で動いていただきました。ちょっと恥ずかしい話なんですけど、私もある地区を担当しまして、町の身分証をぶら下げて回っていったんです。どうしても地元でないんで、目的の家に行くのに分からなくて、たまたま通りかかった人に、Aさん宅に行くのはどこですかねと聞いたんです。そうしたら会った人が何をしようですかと。実は、こうこうこうでアンケートの回収をしているんですという話をすると、その人のほうからちょっと辛辣な言葉をかけられたんですが、農業委員そんなアンケートをやって一体どうするのと。もう一つは、農業委員って一体どんなことをやってるのと。全然その活動が見えてこないよと。私、実は長縄手で農地を持ってるんですけど、宅地化ばかりされて、あるいは耕作放棄地みたいなんが出て、一体農業委員としての役目はどうなってるんですかというきつい言葉を受けました。追加として言われたのが、歳費幾らもらっとなぞと。19万2,000円ですと。それだけの歳費もらって、それだけの何かの形が出てこなかったらねというふうな辛辣な言葉を受けました。これは、ちょっと恥ずかしい話。私自身は恥ずかしい話だと受けておったんですが、まあまあそういう裏話もあります。

今回、これだけのアンケートを農家の皆さん、宇多津町の農家の皆さんにアンケートしていただいて、協力いただいたという形からいいますと、何かの形で農業委員会がこういうことをやるよと、あるいは検討するよという形を記述の中にまとめて、それでこれは前回も申しあげましたように、アンケートをいただいた農家には最終の形としてこういう形になりましたというのを送付するという予定にしております。そういうことも踏まえまして、ごめんなさいもう一つ。これ私の提案なんですけど、例年町長への要望事項、あるいは議会との意見交換会というのをやっていますので、このアンケートの宇多津町農家の真の声というふうに受け取っていただきたいという意味で持っていきたいと思います。そういうことも踏まえまして、農業委員会の対応という形、リッチな形にしたいと思いますので、御意見あれば受けたいと思います。よろしくお願いします。

稲田委員。

○稲田委員 基本的に現状維持の方がほとんどで、拡大したいという方も何人かはいらっしやいますけれども、この自由記述の下から2番目の田植や稲刈り以外の農作業で手助けしてくれるところがあれば助かりますというところがあるんですけども、私ちょっと分かってないんですけども、例えば田んぼに水を入れるだけとか、そういう仕事を請け負

う場所というのはあるのでしょうか。

○谷川委員 もう一遍、何ページかな。

○稲田委員 一番最後の9ページ。

○宮本会長 一番下から2つ目ですね。

○稲田委員 田植や稲刈りや農作業を手助けしてくれるところがあれば助かりますって書いてるんですけども、これからももちろん田植機がもう壊れてしまうとか、そういうところもあるとは思いますが、年いって例えば若い人、仕事に行って今度水入れる間がないという方とかも、管理が大変という方もおられると思うんです。そういうので、例えばそれを代行してやるような、例えばシルバー人材がそんなんやってますよとか、そういう人があれば教えていただきたいんですけども、そんなんありますか。

○宮本会長 谷川委員、どうぞ。

○谷川委員 岩屋でそれがあって、一応岩屋の水利組合の私が組合長しとんで、ほんであれが9月の末から刈るまでの水を管理だけしてもらえんかというんで、それはもうほかの人に言うたって誰っちゃせんけんというんで、一応うちの水利組合がちょっと今年は担当したことがある、しました。ほいで、もうおまえんこの、うち名前出すけど木村さんというんがすぐ横におるけん、おまえんこの水入れるときに一緒に入れてあげてくれと。ほいで、いかなんだら私も見に行くけんというんで、その管理はもう水利がしたんです。ほいで、私が行って水管理しました。ほなけん、それはまだ誰が正式、誰がするというたって、それはまだないと思うから、相談受けたけに水利として放っとくというわけにもいかんけに、一応水利が管理しますというんで一応管理したんですわ。そういうことです。

○稲田委員 もちろん地元の水利の方がやっていただけるのが一番いいんですけども、受ける元としてどこか、今度の日曜とかそろそろ水があれやけど、この時期忙しいて水入れる間がないんじゃというんで、すつと言うて、ほんならこの水利組合のほうへ頼んだら、例えば時間幾らとか、そういう料金が発生するとは思いますが、それでお願いしてやるような仕組みっていうのが、今ないんであればあったほうがいいかなとは思いますが。もちろん、これもう薬やってくれ、肥料やってくれというんが中には出てくるかも分らないんですけども、そういう農作業の請負みたいな、簡単な請負ですよ。

○谷川委員 今、稲田さんがおっしゃったように、賃金についてはこの切りは水利組合はそんな賃金というんは1円ももろうておりません。一応ボランティアという感じで水利組合が、あとは人付き合いでお互いに。水利組合が4人おるから、役員がちょっと見てあげ

えって、ほんで一応したんですわ。それを町のほうにも言うて、この委員会でそらそういう組織ができたら一番百姓の人は喜ぶわな。そらまあみんなでもた協議していただいたら。

○稲田委員 よそ●県でも、うちは花の生産者とかシルバー人材の水やりとか、そんなんを委託みたいなんでやってもらったりしているところがあるみたいなんで、田んぼのほうとかでもそういうのを請け負って、地元をよく知っている方で、例えば定年になってちょっと余裕があって見れるという水利に詳しい人。そういう方が代わりにやっていただければ、結構安心なんかなというような気はするんです。

○宮本会長 それは、稲田委員の意見として、地元の方でまさしく水利の、当然津の郷で言えば池とか下水とか、管理の鍵とかいろんなもんがあるんで、地元の水利がそういうことをやっていただければというのも一つの意見として伺っておきます。

大坂委員、どうぞ。

○大坂委員 今、水利という話が出てますけども、その面積が少なかったり、圃場の枚数が少なかったらそれができると思う。ただ、長縄手の水利の中で、ほなどっだけの田んぼを確認できるか。家であれば表札出とるけど、ないんやから。ほなけん、長縄手の水利としては受けません。

○宮本会長 今の稲田委員の話は、委員会の中でこういう形のことがあればいいなあという意見ということで皆さんの考え等を御議論したという形で受け止めておきたいと思えます。

その他ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本会長 なければ、谷川委員のほうから提案ありましたように、私のほうで案をつくってきましたので御披露させていただきます。これは、今申し上げましたように案ですので、あくまでも案ですので、皆様のほうで協議していただいて追加、いやいやそれは削除だという意見をいただいて、たたき台を披露させていただきたいと思えますので、よろしく拝聴していただければありがたいと思えます。

8番としまして、本アンケートに対する農業委員会の対応について、これがタイトルです。

最近、当町の農地の宅地化が顕在である。その理由として、当町は中讃地区の中心地に位置する地理的優位性、耕作者の高齢化、営農の経済性の低下及び農業機械の高騰による

もので、本アンケートが示すように、主体農業者は70歳近くであり、その後継者も上記理由により営農が困難となる時期が近々到来すると考えられる。一方、本アンケートでは約85%が農地としての現状維持し、約50%は10年以上の継続を希望しております。よって、当農業委員会として、本アンケートの希望を達成するため、以下の項目を検討し、町への要望に取り組むこととする。これが前述です。

項目を読み上げます。

1番目、所有地を耕作委託する担い手としての新規営農希望者を育成する目的に補助金制度の新設を検討する。これは、人・農地プランの中に県のほうで実はあります。ただし、当町のほうは農振地域ではありませんので、これが適用できるかどうか分かりません。それに類似した形を検討したいという趣旨です。

2項目めとして、集団営農等に農作業を行う場合、農業機械の補助金制度の新設を検討する。これは、たしか8月の農業委員会の中で、大坂委員のほうから今農協支所のほうで稲刈りとか、耕うんとか、そして田植とか、いわゆる農業委託作業を受けております。また、失礼ですが谷川委員とか、亡くなられた●●元会長とか、あるいは古代組合のほうもいろんな作業をやられていると聞いております。今言いました4つの法人といたしますか、事業主といたしますかは、多分宇多津町の中で十何町、最初から行きます。谷川委員、多分3町ぐらい作られとると思う、●●委員も3町とか4町、大坂委員、農協はどのぐらい作業委託されてますかね。稲刈り等は。

○大坂委員 作業内容によっては違いますけど。

○宮本会長 稲刈りでしたら。

○大坂委員 稲刈りで6町近く。

○宮本会長 6町ですね。だから、3、3、6町。古代米どれぐらい作られてますか。ざくっとでいいです。3町ぐらいですか。

○池田委員 はい。

○宮本会長 といたしますと、3町、3町、3町の6町、15町。すごい数なんです。これについては申し訳ないんですが、●●元会長が亡くなられました。そうすると、本当に今●●会長がやられていたところの委託作業とか、あるいはそれが果たしてできるかということも考えまして、新たに担い手が取り組むのであれば、機械を買う補助とか、あるいはその農地を借りる補助とかという形もいろいろ勘案していかなければ、もうずんずんずん、失礼な言い方ですがお年を召してきて、●●さんも80前ですかね。本当に。アン

ケートは70歳が主体なんで、本当に近々その担い手等が、あるいは機械が潰れたりします。そういう意味では新たな担い手とか、あるいは機械を今度新たに買ってやろうと思っても、それだけのペイするだけの収入がないよという形であれば、ずんずん担い手がなくなり、あるいは非農地化が進む、あるいは耕作放棄地が増えるというような問題が近々に考えられるということで、2項目は検討していただくという形で提案したいと思います。

3つ目なんですが、地域の集団農業関連作業、これも谷川委員がちょっと今県のほうの説明のときに聞かれましたが、井手ざらいとか、池の草刈りとか、いわゆる集団でその地域の農作業をやるときに補助金、これはたしか中間管理機構のほうで農振地域にはあろうかと思います。それを参考にして、その作業に対する補助金制度を新設することを検討したい。この3項目を私のほうから提案させていただきます。

その上に4項目めとしまして、宇多津町独自の補助金制度の年数6年を3年と、あるいはその内容、面積の条件の見直しの検討という4項目を本アンケートに対する農業委員会の対応案として出したいと思いますが、皆さんの御意見を伺いたいと思います。

口頭でべらべらしゃべりましたので、不明な点があれば再度説明させていただいて、協議していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

谷川委員、どうぞ。

○谷川委員 それで町のほうへと提出してくれるんだったら、私はもう賛成です。

○宮本会長 ありがとうございます。

ここで何回も言いますが、委員会として検討します。検討ですので、これは決定じゃありません。ただ、町へ要望する項目としての決定はの中でやりたいと思います。それを提案させていただいて、あとは町及び議会のほうで結果報告ということは今後の委員会の持っていく方という形になりますので、あくまでもこれはできるという考えではないことは再度申し上げておきます。

くどいようですが、当然これはお金がかかることです。私が、ちょっと以前、3年ほど前なんですが、平成28年、29年の農地農地の宅地化、いわゆる4条、5条申請のときに農地の税金から宅地化された、いわゆる税金に対する評価、調査をお願いしました。皆さん御存じだと思いますが、年平均、28年、29年、200万円から250万円の税収がアップしているという形を取っています。本年、平成で言いますと33年ですので、5年間ずっとそのような形で行っております。すなわち5年間を集計しますと、本年からは約1,000万円ぐらいの農地が宅地化されたことによる、いわゆる固定資産税が

増収という形になろうかと推測されます。あくまでも、これは農業委員会の中での推測であり、あるいはこういう形になって、宅地化されているような問題も発生しています。そういう意味で、農業委員会のほうで幾ばくかの補助金も新たに設定していただける原資になろうかというふうに考えております。皆さんの賛同があれば、こういう形の制度を新設を検討したいということで、原資はそういうふうにあるかというふうに推測をされておりますことも申し伝えておきます。

何か御意見ありましたら、賛成でも反対でも、いやいやこれを追加でも。というのは、十分議論させていただいて、よければこれを事務局のほうに文書化させていただいて、12月に最終形というふうに皆様に披露させていただきたいと考えております。よろしく協議してください。お願いします。

谷川委員、どうぞ。

○谷川委員 委員長が今おっしゃったように、内容を文書化して、ほいで町のほうへそういう今の農業委員会としてはこうこうでこういう4項目を町のほうへは要望したということ、やっぱり組合員さんにも知らせておかないかん。そうでないと、農業委員さんアンケート取って何しよんのと。ただアンケートだけで送ったんじゃいかんじゃろうかと、そういう声も出ると思いますわ。ほなけん、私は特に今委員長に今の貸し借り、これやったらうちのほうででも、すぐにでも協力してくれる方がおるんで、ほいで6年と言いよんを3年から4年になれば一番ええがと思ひよったら、今日これが未満でも構んと県が言いよるから、それを重点的に私は考えはそれなんですわ。それで結構です。

○宮本会長 ありがとうございます。

今、谷川委員が言われましたように、この自由記述欄の中にでも集約結果、ごめんなさい大坂委員、どうぞ。

○大坂委員 今言った中で、どういうふうになるか分からんのですけども、今農協が管理しているカントリーエレベーター、これも実際建設して40年近くになって耐用年数も来とると。実際に、あれを建てるときには、8億円か9億円の工事やっと思ひます。あそこの受け口が、今1号機の乾燥機が壊れてできないという状況で今稼働はしています。その中で、農協もカントリーの統廃合ということを考えているようですが、実際に今現在どっち向いていくか分からないと。そういう点と、もう一つ育苗センター。これも農協のほうの経営を圧迫しとるとということで、県内に何か所か数々あります。そこらあたりの統廃合も考えているようです。育苗センターもカントリーも府中にあるわけですが、これが

なくなったとき、大元がなしになるということやわね。そこらあたりも町のほうも検討はしていただきたいなど。これについては、カントリーも育苗も1市2町の行政の中で始まりましたが、今は国分寺町が高松市に含まれ、坂出市、宇多津町、これだけの行政の中での活動している中ですが、あまり状態はよくないと。そういった点も考えておいていただきたいなどということです。

○宮本会長 今、ちょっと大坂委員のほうからカントリーの話が出ました。実は、宇多津町が坂出市と宇多津町農業再生協議会というのがあります、その中で農協の委員も多々おられます。多分、再生協議会ですので、そのカントリーの分も一緒に含まれているかなあとは思われます。そちらのほうで、また方向性が決まりましたら確認もしながら、例えばこういう情報がありますよというのは農業委員会のほうへ報告させていただきます。何分、宇多津町としては1町だけでカントリーとか育苗センターに対しての今後の維持管理だと思うんですが、町も市もありますので、その皆さんと連携して、何分維持をしていただきたいというような私は希望を持っていますので、その旨また報告、内容を聞いたり、皆さんに報告したり、これはさせていただきたいと考えております。

ほかにありませんか。

石川委員、どうぞ。

○石川委員 先ほど、今言われた委員会の対応、これ8番とおっしゃったけれど。

○宮本会長 ごめんなさい、最後ね。

○石川委員 これアンケートはアンケートとして閉じて、それに対する対応ということだから、8という連番を取るとちょっとまずいような気がします。

○宮本会長 分かりました、どうぞ。

○石川委員 これは、だから2部構成のような感じで、これはこれで閉じて……。

○宮本会長 1枚の形で。別のこういう……。

○石川委員 そのほうが。それと、それが2部で一体というか。そういうふうにしていただいて、これは皆さんにお返しして、我々が委員会の中でこれに基づいて議論した結果は、新たに農業委員会がこういうことを考えておるといような別途のほうがインパクトがあるような気がする。

○宮本会長 分かりました。

○石川委員 それから、農振地区でいろいろ補助事業とか支援とかやられていることがあるとして、我々は農振対応地区じゃないから、今言われた4項目、3項目ですか、この3

がそちら農振のほうで取られている支援策の全てをカバーしているのかどうか、そこカバーしてないんだったら農振でやられていることは全部こちらで考えてみて、それどうかっていうのは相手が、議会や町長が判断することでしょうが、我々としては農家のために全て考えたんだという姿勢というか、それがいいんじゃないかと思うんです。

○宮本会長 分かりました。

記述のやり方としましては、アンケートはアンケートです。もう一ページ新たに本アンケートに対する委員会の対応という形の項目でこれをまとめると。

もう一つは、今3項目私のほうで提案させていただいた検討項目は、農振のほうにその他でもっといいものがあれば、あるいは調査をすると。それがあれば追加する。あるいは、町独自のものは独自でそれを加味してやっていったらという提案だと受け取らせていただきます。

○石川委員 それから、7番のその他自由記述ってありますけど、これずっと書かれてるけど、これ何か関連したものでこうこうだという順番があるんじゃないんですかね。ずっと見ていただくと、受け止めた順番に書いてあるのか、あるいはこれを順番を変えて、似たようなものは並べてくるとかっていうふうな。

○宮本会長 これ事務局どうですか、ちょっと変更は。

○事務局 これはもう単純に、取りあえず羅列で並べとるだけなんで。

○石川委員 並べとるでしょう。これは、だからこういう会計とか、何とかかんとかという形で、似たようなものはまとめて、順番として重要な順番に、一番この下、じゃあ気にしてる、重いものから順番に下げてくるというか、そういうことができたら一番分かりやすいと。

○事務局 そうしましたら、その辺はもう可能ですんで。

○宮本会長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本会長 そうしたら、本アンケートにつきましては本当に長い時間ありがとうございました。これで皆さんの御意見を集約させていただきまして、事務局●いいですかね。今度の農業委員会。

○事務局 何とか。

○宮本会長 何とか事務局のほうも許可いただきましたので、12月の農業委員会に最終報告の形としてできるものを作って、最終皆さん文言が何か間違つとるとか、あるいは考

えただけでもう一つというのであれば御意見を最終調整したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

すいません、アンケートでその他自由記述欄の中に、皆さんのアンケートをいただいた中に、宇多津町の番地が入っていた部分がありました。最後のページ、自由記述欄。今、黒丸で示しているんですけども、すいません。黒丸で示しているんですけど、これたしか私が指摘したと思うんですけど、最初は番地が入ってました。黒丸のところへ。これは、個人の所有地であり、個人的な情報ということで、その番号を消してくださいということで事務局のほうにお願いして、今現状消しております。何を確認したいかといいますと、もうこの状態でいいですか、あるいはあえて地番を載せたものにしましょうかという確認です。

○谷川委員 この場所の問題はね。

○宮本会長 こっちのアンケート。ごめんなさい、しまっていたいて申し訳ないんですが。最後のページ、自由記述欄のところ。

○大坂委員 黒塗りしとんや、番地をな。

○宮本会長 アンケートを回収したときには、宇多津町何番地という番号が、例えば123番とかというのが載ってたんですが、これ私のほうで事務局のほうに個人情報だから黒丸にしてねということで今黒丸にしています。再度、委員の皆さんに番地を出しますか、どうかという確認をさせていただきたいということです。これは、アンケート皆さん当然回答者全員に行きますので、知ってる人はこの番地が出ればあそこのAさんだね、ここのBさんだねというのが分かっちゃうんで、黒丸ということでお願いしたという経緯です。

○大坂委員 もう黒丸ものけて、上から畑、青ノ山について現在利用できていないとか、下のほうであれば宇多津町、田について調べてほしいとか、もう番地ものけてしもうたらは。宇多津町というのは分かり切ったことやけど。黒丸の分で番地が分かるか分からんのかよう分からんけど。

○宮本会長 黒丸というのは、あくまでもその個人がアンケート書いてきた分に、例えば123番地という書いとる。

○谷川委員 それを消しとるんでしょう。

○宮本会長 そうです。それを隠すために、防ぐために黒丸という形で。個人的には、このままで結構かなと私は思ひます。あえて修正も手間ですし、プライベートな話なんでこのままでいいかなあというんで、委員の皆さんにも意見と。

○大坂委員 地番が入っとらんけん問題はないと思う。

○宮本会長 分かりました。そうしたら、このままで進めさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、ちょっと本日議題がたくさんありますので、次へ進めさせていただきます。

アンケート集約が終わりましたんで、農地パトロールについて。

これは、ずっと何月でしたかね。忘れましてぐらいの前に、農地パトロールは8月ですね。やろうという形になったんですが、御存じのように新型コロナが最大蔓延してた時期だったので、車の中で狭い密閉ということでずっと延ばしておりました。もうこれでコロナもちょっと落ち着いてきましたので、来月農地パトロールをやりたいと思います。

皆様には、事務局のほうからこのところを見ていただきたいという形で地図をたしかお渡ししておると思いますので、来月の農業委員会的时候にはそれを持参していただきたいという考えを持っております。これは、報告でいいですかね。事務局、それで年末で、皆さんよければ車の手配とかやりますので、いかがでしょうか。いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本会長 そうしたら、来月に農地パトロールをやりますので、紛失された方はまたそのときおっしゃっていただいたらいいかと思います。

このパトロールにつきまして、ひとつ私のほうから提案させていただきたいんですが、アンケートの自由記述欄の下から5番目のところに、農機具の進入口、排水について調べてほしい。なぜ排水ができなくなったか調査してくださいと、こういう御依頼があります。このパトロールのときに、事務局お手数ですが、この番地のところの地図なり、皆さんを御誘導できるような準備をしていただきたい。せつかく調査してくださいというので、私これ残念ながら調べたらよく分かりません。だから、これを見ると多分どっかの水利組合に関連することもあるかと思いますが、これを追加していただければありがたいと思いますので、よろしくをお願いします。

では、パトロールは終わりました。

次に、平成25年当時の農業委員会会長宛ての文章について、これ事務局のほうでちょっとお願いします。

○事務局 すいません、その前に先ほどの農地機構からの説明のことにつきまして、当宇多津農業委員会といたしまして承認いただけるかどうかと、今後の活動を了解いただける

かどうかということで、ちょっとお諮りさせていただこうと思うんですが、大丈夫でしょうか。

○谷川委員 もう一回言ってください。

○事務局 先ほどの県の農地機構のほうから説明があった、この取組についてです。宇多津町農業委員会として、この取組を推進して参ってよろしいかということで、皆さんにこの了解をいただけたらというふうに思います。それはええがと、進めていったらええがとというのであれば、了解ということで。

○宮本会長 今、ちょっと事務局のほうから皆さんの御意見ということで説明がありました。

これにつきましては、非常に全般的には当然非農地化を防止するとか、いろんな意味で町と町もやろうとしていること、あるいはこれ全く同様なことをやろうとしているんですが、ひとつ皆さんの御意見としていかがですか。私が何を言いたかったかということ、町独自の補助金制度と、これが質問もさせていただいたんですが、ダブる部分がありますので、簡略化した形で農地の貸し借りの部分については簡略化した形で、例えば町に出たら、町が農業委員会が真ん中になって借手、貸手の仲介をして、3条申請を受けて、ほんでできましたよと。それをこちらのほうへ報告するというふうな形で簡略したような方向を目指したいと思います。同じ内容を二度やるというのは、業務的にも事務的にも大変労力がかかるからということで、当町のやり方がベースでオーケーであれば、私としては問題ないかと思いますが、皆さんの御意見を集約したいと思います。

谷川委員。

○谷川委員 これ農業委員会が中に入っていて、貸し借りの。それで、行けるんだったら、私はそれでええと思います。無理に県まで書類が必要か、宇多津の農業委員会でそれは出てきて貸し借りのできるんなら、一番そのほうが簡単というか、私はそう思います。

○宮本会長 ありがとうございます。

もう一つ、くどいようですが、せっかく当町で独自のをつくって、県よりも条件がいいものをわざわざ県のほうに低下させる必要性は全然ないかと私は個人的に思っていますので、優位なところは優位なほうに取って、当町でできることは当町でやろうと。例えば、当町以外の人に、丸亀とか坂出の人に農地を委託するとか、そういう場合には、お借りいただいてやらなければならないケースも出てこようかとは思っていますので、取りあえずはこ

の推進に対しての委員会としてはオーケーという形で報告していただいて構わないと思います。

○事務局 かしこまりました。

○宮本会長 よろしいですかね、事務局。そういう取りまとめでいいですか。

○事務局 大丈夫です。ありがとうございます。

○宮本会長 大坂委員、どうぞ。

○大坂委員 ということは、農業委員会が今県がやりよる中間機構、その責任を持つということであんなかな。

○宮本会長 全く制度的には、この内容を見ますと同じだと私は理解します。

どうぞ。

○大坂委員 思いよんは中間機構のある程度責任を持った行動、何かの問題が生じたときには農業委員会が受けるというふうな理解で構んのかな。

○宮本会長 いや、私が言うのは、助言は当然いただきますよと、助言は。今言いましたように……。

○大坂委員 私が言いたいのは、中間機構が独自でこういった対応をしていますといういろんな話が出てきたわな。そこらあたりを、言うたら農業委員会がちゃんと受けるというふうに理解して構んのかなという。

○宮本会長 私が言いたかったのは、補助金制度についてはそうしましょうという提案です。

○大坂委員 借手がけがをしてできんようになったと、そういったときの対応じゃわな。逆に言うたら。3年しとったけども、2年目がもういかんとか、3年目がもうちょっと調子悪うなってできんようになったら、そのときの対応は農業委員会がやるということやわな。

○宮本会長 今の補助金制度には、そこまで文書化されておられません。今のケースは。

○大坂委員 それを書いとらんから、逆に言うたら中間機構がこういったことも対応して、ちゃんと責任持ってやりますよという話も出とるわな。それを農業委員会がやるという。

○宮本会長 助言をいただいて。というのは、今残念ながら補助金制度の実績ゼロなんです。御存じのように。ゼロなんで、どういうケースがこれから発生するか分かりません。だから、今申し上げたように、中間機構のほうは県下全域でやってますので、こういうケ

ースであればどうですかというような問合せをすれば、それなりの多種多様なケースを経験されていると思いますので、その助言を受けて町としては、町の制度としてはこういうふうにしたらどうですかという……。

○大坂委員 町というか、農業委員会が対応するということやな。

○宮本会長 そうです。それは、当然実績として、この説明の中で私も言いましたが、町が独自でやって、その報告したら中間管理機構の実績として上げていただきます。だから、これは当然制度としてはダブルの制度なんですけど、その一環としてうちも入らせていただくという意味合いでおりますので、何も宇多津町だけでやったらええがという話じゃありませんので誤解のなきように。当然、今言いましたように、皆さんの同意をいただいて、これを推進していただくと。これはオーケーな話なん。ただ、町として優位性があるところは町の優位性でやっていただいたらどうなんですかというのが私の提案です。問題が発生したときに分からないんで、そうしたら当然助言もいただき、県からのほうの当然こういう形を、担当者の意見を皆さんに農業委員会でも披露していただき、あるいは中間管理機構のやり方を……。

○大坂委員 助言をいただいてするということやな。

○宮本会長 そうですそうです。だから、これは当然オーケーですよというのを、この農業委員会がいいですかという承諾を取ろうと、事務局は皆さんにお諮りしているという理解です。それでいかがですか。だから、もう私何遍も委員会で言いますが、非農地化が非常に進んできますので、もう一つは再生エネルギーの話も絡んできますので、農水省のほう予算が減ってきたよ。いろんな意味合いで、ある意味締めつけというか、あるいはその現状に対する対策を農振地域以外にもやるから、今日推進に来られたという受け止め方を私はしております。だから、それは当然当農業委員会の意向にも十分マッチングしたところでありますので、これは推進していただいたほうがいいんじゃないということで、事務局もいいですかということの皆さんの意見を諮っておるというふうに理解します。

○事務局 それで、ちょっと1点よろしいですか。

○宮本会長 事務局、どうぞ。

○事務局 今、お話しさせていただいた先ほどの農地機構の言うたら利用の仕方ということで、本来ですと宇多津町の方とかという話になるかと思うんですが、それを通り超えて、今会長さんがおっしゃったように、例えば坂出ないしは丸亀の方、それか飯山、そういうところの方がそこを利用するという形で、もう既にそういう話が少しばかり来ておる

んです。そこで、今回ちょっと私地図つけて説明、まずはこれを進めるかどうか、推進するかどうかというのを伺って問うた上で、それで承認いただければということで、ちょっと後手になるんですけども、その説明をさせていただこうと思っておるところでございます。もう既に申請が上がってきておる分については、それ承認いただかんとこれ出してもあれなんで、口頭で説明させていただきますと、宇多津町の東分三本松、津の郷です。その地番が●●●●の●と●●●●の●ということで、お●市場の前のあたりの住宅のところに田んぼがあるんですけども、そちらのほうで言うたら持たれている方が……。

○宮本会長 これ皆さん多分資料あったと思うんです。

○事務局 ●●●●さんという方で……。

○宮本会長 吉岡の方。

○事務局 そうです。この方が、もう農家をしないので、逆に言うたら農地機構さんが仲介に入りまして、●●の●●●●という会社があるんですけども、そちらのほうへお貸しするというので進めておるところでございます。

○大坂委員 もう今植えてますね。

○事務局 そんな感じで。

○大坂委員 お●市場のちょっと入ったとこ。

○宮本会長 お●から三本松へ入ったとこ。

○大坂委員 ●●さんの1列並んどるところの南側。

○宮本会長 だから、今ブロッコリー作って、春はたしかトウモロコシかな。

○事務局 そういうことの、多分ほかから入ってくるとか、ほかへ貸すとか、そういったことが多分基本になってくるんじゃないかなというふうに思います。町の情報は、恐らく委員さんのほうが皆さんよく御存じやと思うので、そういうことがしばし出てくるかなというところでございます。我々としては、農業を推進していく上で、やっぱりそういうふうにして、空き地にするよりは耕して、耕作していただくというのが基本になってくると思いますので、そのあたり了解いただけたらと思います。よろしいでしょうか。

○宮本会長 稲田委員、どうぞ。

○稲田委員 基本的には、それで作れない人が入るわけですから、無理に宇多津の人が作らないかんといい話ではないと思うんで、大丈夫やと思います。

ほんで、それで入ってこられる、さっきの分は認定農業者が入ってこられるんですよ。

○事務局 基本的に。

○事務局 原則。

○稲田委員 仮に、宇多津でそういう補助金もらって使うという場合は、もちろん認定農業者が入ってきても、町外から入ってこればいいですけども、町内の人がやるという場合は認定農業者でない方がほとんどですので、そういう方は町の補助金の制度を使っただくというような形でいいんじゃないかと思います。ただ、この報告は上のほうには要るんですか。この町のほうの中でできた……。

○事務局 一応、これを機に、そういう申請が上がってきた場合は、この会で御報告させていただいて、一応はお知らせするようにします。なければならないということで、ある以上は一応皆さんに知っていただかないと……。

○稲田委員 それは、中間管理機構の分ですよ。今の町の独自の分で話ができたとときの状況みたいなんは、中間管理機構のほうへの報告なり実績とか、そういうのは要るんですか。

○宮本会長 いや、だから私が町でできたら、今ゼロなんやけどと質問したんですけど、できたらそれを管理機構のほうへ報告すると、その貸し借りの農地のカウント、いわゆる中継したカウントに積算されるんですねと、そうですという形です。だから、町は言うたら2つあって、管理機構を通したものと町が通したものを報告して、それを集積の面積にカウントするよと。いいんですかと言うたらオーケーという話だった。これ、ちょっと事務局いいですかね。これ資料いただいたでしょう。三本松というたら宇多津地区になるんですかね。

○事務局 これは宇多津です。

○宮本会長 これは、どうのこうのという話じゃないですけど、これは例えば中間管理機構がこれをやったら、農業委員会に対してはどういう形で報告なりあるんですかね。

○事務局 農地機構のほうから。

○宮本会長 こういうふうに、宇多津地区内で、宇多津町以外の方とこういうふうに中間管理機構が取り合っていて、できましたよと。当然、これは3条申請も絡むかなと思うんですけど、宅地化の。そうしたら、当農業委員会の地区であれば……。

○事務局 2回出ると思います。

○宮本会長 ああそうですか、うちにも出てくるんですか。

○事務局 出ます。

○事務局 多分、農地機構への3条と、農地機構から次の方への3条と2つ出てくると思います。

○事務局 すいません、いいですか。この農地機構の持ってこられとる2ページの下半分、農地法の3条は農業委員会経由です。農地機構さんがされとる集積事業は、農業経営基盤強化促進法という、全く別な法律で動いてますんで、こちらに3条というのは来ません。

○事務局 ああ、来んの。

○事務局 はい。

○宮本会長 であれば、例えばこれ逆に取ると、宇多津の補助金制度で3条申請できました。それを中間機構に報告します。それは、カウントとして上がります。宇多津町内の農地の転貸借に対して農業委員会は、いや通らんでいいんですよ。私が言うのは、こういうところできましたよという報告は欲しいなというのが私の意見なんです。だから、宇多津地区内の農業委員会、宇多津地区の農地に関するこういう転貸借ができましたよという報告はいただきたいなというのが私の意見なんです。

○事務局 これに載ってますとおり、どちらかの法律を使って貸借の契約をしていくわけなんですけど、どちらも農業委員会には諮っていくんで、案件としては……。

○宮本会長 上がってくるんですね。

○事務局 はい。

○宮本会長 分かりました。今、これは言うたらまだ途中なんで出てませんよということ。

○事務局 いや、今回●●●●さんの分が上がってきています。

○宮本会長 今、事務局上がってきとん。

○事務局 はい。

○宮本会長 それは、また何月かに出るんですか。

○事務局 いや、もうその状態でのお諮りになります。

○宮本会長 農業委員会の決定となつとんやけど、当町の農地に関して当農業委員会がこの案件について何も知りませんよと私が質問しよん。だから、今実は諮る議案としてはまだそろってないので出してませんよということなんですかというて質問しよん。これ今日の農業委員会の資料として。

大坂委員、どうぞ。

○大坂委員 確認して、また言うてください。どういうふうになった。農地機構と話して。

○宮本会長 すいません、今ちょっと事務局と話が混乱しているのは、実はこういうものが私のほうに資料として、今日の農業委員会のほうに計画書というもののコピーをいただいたんです。そういう意味で、これは農業委員会のほうへ議案として出されるんですかという質問をした。ちょっと、この件につきましては……。

○大坂委員 次回。

○宮本会長 次回でまとめて報告させてください。

○事務局 次回では遅い。

○宮本会長 推進につきましては、今ちょっと申し上げましたように、委員会としては推進していただいてオーケーだという話なんで、それは取りまとめていただいて結構です。ちょっと、今不明な点については来月の委員会のほうで報告してください。

○事務局 すいません、ちょっとそれが書いてるとおり、ごめんなさい。私の不手際で、こちらのほうが本来承認ということでお伺いしたところ、一応これが議題ということでもう進めていかないかんという話が本決まりになってきておるので、ここでこの案件についてはちょっと私今から読み上げますので、お諮りいただけたらと思います。

○宮本会長 皆さんこれお持ちですか。契約計画書というのを。

持ってないんやろう、まずそこが混乱しとんよ。私もなかった。

○宮本会長 私はいただいとんで、そのあたりが皆さんあるかないかをちょっとまず確認してください。こういうA5横なんです。

○大坂委員 それはない。

○宮本会長 ないんですか、分かりました。

○谷川委員 この分についとんやろう。

○事務局 別物です。

○大坂委員 今日の会議のあれかい。

○宮本会長 そうです。今日の委員会の資料として送付された中に、これがあるかと思うんですが、それが不手際で送られとるかどうかという話です。そこからちょっと話が前へ、皆さんと同一テーブルに着けませんので、ちょっと。

○大坂委員 これはついとらんの。

○宮本会長 分かりました。

石川委員、どうぞ。

○石川委員 決定が何とかというんだったら、やっぱり資料を出して、皆さんの御意見を承って分かったという、そういうプロセスを経てもらわないと困ったことになるんですよ。

○事務局 申し訳ございません。

○宮本会長 ちょっと、事務局の勝手方で、私だけいただいとるということだったそうです。今からお配りさせていただきますので、すいません。私はあります。

○大坂委員 ちょっと、私昼から病院行かないかんので、もう悪いけど帰らせてもらおうわ。それだけもろうて。ちょっとすいませんけど、先に帰らせてもらいます。

○宮本会長 事務局、アイレックスの話はいいですか。

○大坂委員 アイレックスは、ちょっとブロッコリー取りよる時期やけん、行くのはもう自分で行けたら行きます。

○事務局 かしこまりました。

○大坂委員 どっちも。

○事務局 よろしく願いいたします。

○宮本会長 では、皆さん資料は手元にお渡しできたかと思われま。

これ事務局どういうことなんですかね。本日の議案として、この計画書で委員の方にどういうんですか、報告なんですか採決を取るんですか。

○事務局 一応、議案として取扱いさせていただきます。

○宮本会長 そうしたら、誠に急で申し訳ないんですが、議案ということでこの計画書をもって皆さんの御意見をまとめたいと思いますので、よろしく願いします。

では、事務局よろしく。

○事務局 農用地の利用集積計画書ということで、先ほどの中間機構のことの登録ということで、宇多津町東分●●●番地●、地目は田、面積は1,758㎡、賃借権ということで内容が露地野菜をされると。始まりが令和3年12月1日よりと、終期はまだ現在決まっておりません。

○事務局 6年。

○事務局 6年からかな。貸付人といまして、丸亀市の●●●●様、これを香川県農地機構が転貸し人として、お貸しする側が株式会社●●●●ということで坂出の会社になるようになっております。

2番のところで、同じ東分●●●●の●、地目は同じく田、面積が414㎡、同じ賃借権で露地野菜をされるということで、貸付人も●●●●様、お貸しする側も株式会社●●●●というふうになっておるところでございます。

○宮本会長 事務局、そういうことでいいですか。

○事務局 お願いします。

○宮本会長 急遽、議案として皆さんにお諮りするんですけども、1つ私のほうから質問させていただきます。

これ開始日が令和3年12月1日なんです。事務局、これ受付日はいつなんですか。

○事務局 11月4日ですか。

○宮本会長 それから判断しますと、他の議案が11月の初旬という形で議案の中に網羅されてますが、これがあくまでも計画書のコピーでこの議案という形で提出されたら受け取られるんですが、いかがですか。

○事務局 大変申し訳ございません。これ本来のところに議案番号も入れて製作するものでございますので、改めて製作させていただいて皆様方にお渡しする予定にさせていただきます。

○宮本会長 分かりました。

当然、受付は11月4日、始まりが12月1日ということで、こういう議案という形になります。すなわち、もう少し変えて提案していただければよろしいかと考えます。

○事務局 かしこまりました。

○宮本会長 内容については、皆さん御審議いただきたいと思います。

こういう場合に、1つ私のほうから質問、地元の水利組合のほうに意見とかというのは聞かないんですかね。事務局、そういう項目はないんですか。

谷川委員、どうぞ。

○谷川委員 事務局、この貸付けの●●●さんというたら、これ●●●の人やの。

○事務局 そうです。

○谷川委員 そうやろう。それで、これ受けて中へ入って、この●●●●というたら、これは●●●さんのとこやの。

○事務局 そうです。

○宮本会長 ●●●農園ですかね。

○谷川委員 ●●●農園さんやの。ほなけん、もうこの●●●さんが宇多津に、一応宇多津

の●●●のあそこまで入って申請してくるというんは、これは止めることはできんわの。もう大きいにやっじよるけん。ほいだけん、もうこれはこっち側の、宇多津の管轄やけん宇多津の農業委員会にかけてきとるということやの。

○事務局 そうです。

○谷川委員 今これ●●さんというたら、この人のこの田んぼ私が田植しよったんじゃ、四、五年。それで、ちょっと今事務局にお聞きしたというのが、それなんです。なるほどな。

○宮本会長 谷川さん、そうしたらいわゆる作業委託を受けて、田植という作業委託を受けて谷川さんが田植しておった。

○谷川委員 いやいや、もうそれは申請やなしに。

○宮本会長 本人同士でええですよ。本人同士でやるよということで委託を受けとったということ。

○谷川委員 そうそう。

○宮本会長 なるほどね。

○谷川委員 ほいで、ちょっとお聞きしたというわけで、ほなけんこれがもう借りる人が香川県農業機構が入ってこの人に貸すと言うんじゃけん、そんなうちの委員会としては反対はできんわの。考えたら。

○宮本会長 どうぞ、稲田委員。

○稲田委員 野菜やけん水は要らんと思うんですけど、水利のほうとか、仮に野菜じゃないものを使う場合とか、それによって例えば水利のほうに話が行くとか、了解をもらわないかんとか、そういうんはどんなんですか。

○事務局 これも確認させてもらいます。今のところは、もう情報としてそれ以外聞いておりませんので、確認してまた御連絡させてもらいます。

○宮本会長 今の水利の話、私もちょっと今水利の確認取ってるんかという質問をさせていただいたんですが、すなわち水利権というのは耕作者につくのか、あるいは委託者につくのか、私も分かりません。多分、水利費を払っとる人が水利権を持つかと。昔渇水のとときに、平成7年の大渇水のとときに津の郷地区で少しもめた問題があります。減反で畑やってます。あるいは、花植えてます。もともと水田です。水利費は払ってます。ある人が、何で野菜や花に水やるのに、田んぼに水がないのにこんな時期にということで問題が起きました。でも、水利費を払っておれば、畑であろうが花植えようが、それは権利としてあ

るというのが見解です。今、ちょっと水利の確認というのは、そういう項目も含めて、例えば耕作者が水利費を払う、もしくは所有権を持っている方が払うんか、こういうことも含めて水利の確認というのをさせていただきたいというのが私の意見です。

そのほかありませんか。

○大坂委員 ほなけん稲田さん、これは水利権の水利のほうの津の郷水利組合がもらわな
いかんで。

○稲田委員 その辺も含めて。

○大坂委員 宅地なら、終わっとるけども、そこら辺は十分協議していた。

○宮本会長 だから、これはあくまでも所有権が移転してない3条ではないんで、もともと賃貸だけなんで、これはもう一つ申し上げますと宇多津の補助金制度、あの中にも欠落
してます。水利の確認というのが。多分欠落していると思いますので、そういう意味も含
めて一つの参考事例として受け取りたいと思います。

この議案に対して、もう令和3年12月1日からやるということで、私個人の意見とし
ては、農地は農地のままということで、非農地化を防止する意味では当然有効な形だと思
いますので、委員会としては許可方向で進めたいと思いますが、今の水利の確認等の条件
をつけて、その申請者に報告していただきたいというのが意見ですが、そのほか皆さん
意見ありますか。

○石川委員 この終期っていうのが全然書かれてない。これはいつですか。

○事務局 6年後になります。すみません。これも改めて作成し直しておきます。

○石川委員 H33っていう表記なんか、もうあり得ないんじゃない。

○宮本会長 ほかありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本会長 いろんな不手際もあり、いろんな疑問点も出ましたので、これが初めてのケ
ースですから、これを踏まえて事務局のほうもまた皆さん申請があれば対応していただき
たいと思いますし、当農業委員会も補助金の制度の中にもこういうのも出てこようかと思
いますので、加味して考えたいと思います。ありがとうございました。許可ということで
進めさせていただきます。

○事務局 ありがとうございます。

○宮本会長 続きまして、時間も押してきました。

平成25年当時農業委員会会長宛ての文書内容について、どうぞ事務局。

○事務局 どうもすいません、皆さんのお手元に置いておるとは思いますが、先般10月末頃に香川県の住宅課のほうから連絡がございまして、当時元農業委員会の会長でありました●●●●様が電話にて平成25年に相談をした案件について、11月8日、県のほうより再度農業委員会へ御周知くださいということで連絡がありましたので、その旨こちらのほうで御周知、連絡をさせていただきたいと思っております。

この平成25年、何でかというたら、今ここにちょっと写真はないんですけども、鍋谷のコミュニティーがありまして、そこから県営住宅、県道からずっと入ってきますよね。それから上に鍋谷7号線という道がちょっとできよったというか、できとんですけども、それが中央線とひつつくというか、それで交通量が増えるであろうと。県住の中をどどん車走るだろうということで危惧されておった。それで、交通事故等々があったらいかんのでということで、県営住宅の自治会長様より、言うたら県の住宅課のほうへ、これを極力通さんようにお願いしてくれんかということがあったんですが、そこを通り抜けるトラクターないしはコンバインとか、そういう農機具が、田んぼがある人はそこを通らんとそこまで行けないということがあって、これをちょっと特例として見ていただけんかというふうな農業委員会からの依頼がどうも県の住宅課のほうにあったらしいです。それが平成25年。

こちらに準備させていただいておるのが、その折に県の住宅課のほうからこういうことで受けますよということでお返事をいただいていた。その辺を一遍御確認、というか近隣のそういう田んぼの方からそういうふうなことを、今は農業委員ではないんですけども問われたということがあって、農業委員会の皆さんに御周知することによって、今後いろいろと近隣の農家の人がいっぱいトラブルとかあった場合に、こういうふうな形で決まっていますよということをそういう形で認識していただくというような形にさせていただければ、これ幸いかなということで、トラブルがないように進めていけたらということで、住宅課のほうからお願いで参った次第でございます。

○宮本会長 すいません、事務局聞き漏らしたんですが、この問合せをいつやられたんですかね。平成25年じゃなくて、最近いつ頃されたんですか。

○事務局 これ突発的に11月8日の日に。

○宮本会長 令和3年11月8日に。

○事務局 県のほうからぽんと連絡がございまして。

○宮本会長 県から連絡。

○事務局 それは、多分何でかというたら、宮本さんのほうが多分県のほうへ、こういうのを25年に出しとると思うんやけど、それはあるかと。あったらもう一回農業委員会へかけるように言うてくれんかという指示があったと。

○宮本会長 県から宇多津町農業委員会への報告があったわけですね。

○事務局 はい。

○宮本会長 分かりました。

何か御意見、質問ありますか。

○野田委員 これは鍋谷で、私もトラクター通りよるあれでしょう。●●病院から細い道、あれですか。

○事務局 そうです。

○野田委員 ほんで橋があって、あの道がどうしたと言うんですか。簡単に分かるように。

○事務局 もともとあれは県の所有地になるんです。

○野田委員 いやいや、私が親から聞いとんは、あれは農道がマルナカまで抜けとんですよ、すこんど。●●病院から坂を下って●●建設に出る、あの細いんでしょ。ほんで、県営の中を遠って……。

○事務局 場所が違う。

○事務局 ごめんなさい、場所が鍋谷のコミュニティーからもう太いほう。

○宮本会長 地図ないん。

○事務局 一緒につけとると思うんですけど。

○野田委員 うどん屋の●●というところの。

○事務局 そうそうそう、あのルートです。

○野田委員 太い道の。

○事務局 県道から。

○野田委員 わしもしょっちゅう通っじよるから。

○事務局 そうなんです、そこなんです。

○野田委員 あれが危ないと。

○事務局 そういうことで、当時そういうことがあって、まだ上が山のほうに道ができよったでしょう。

○野田委員 県営から苦情が出たということ。

○事務局　そうです。だから、言うたら……。

○野田委員　津の郷と……。

○事務局　農業従事者にかかわらず、極力、車を通らんようにお願いできんかということ
で……。

○野田委員　それと●●●●さんの関係は、どうして●●●●さんが出てきたんですか。

○事務局　当時の農業委員の会長さんだったということで、それで。

○野田委員　それはそれで……。

○野田委員　再度送ってくれということで。

○事務局　そうですね。皆さんに御周知してくれということで、問われたらそういうふう
な形で。

○野田委員　ほな問題が起こるとるわけじゃない。

○事務局　ではないです。

○宮本会長　誰か通ったらいかんという話ではない。

○事務局　ないです。

○谷川委員　いやいや、これは県営の道をほんまは西から南、東西、あれが抜けよつた
ら、一遍通ったらいかんがということや。私有地やけに。

○宮本会長　県の私有地やな。

○谷川委員　県の私有地やけに。そういうなんで町を動かして、あれを市道なり、町やっ
たら町道にしてくれんかというて要望はしたんや、委員会も。ほなけど、県からの回答が
なかったんや。ほなけん今日見よつたら、これ田んぼ行ったり通るんに対しては問題ない
という県の回答が、今ようやく来たということや。私から言うたら。

○事務局　当時はなかったんですか。

○谷川委員　今までそういうような回答はないが、要望はしたけど。そんなかったんや。

○事務局　そこは、僕ちょっとお聞きしてないんで。2回目かと思つとったんで。

○谷川委員　ほなけん、これはもう。ほんなら、もう通るんには我々も通れるということ
や。これ一遍通ったらいかんという、そういうような問題があったんや。ほいで、あそこ
へ書いとるとおり通行止めの看板が立った。ほんで、農業委員会がこれはどうしてこうい
うことをしたんやというてなかなか回答が出なんだんや。ほいだけん、これで通れるんだ
ったら結構です。

○事務局　お願いします。

○宮本会長 あとほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本会長 では続きまして、次のアイレックスの話をどうぞ。

○事務局 すいません、大変長々と申し訳ございません。

もう先般より御案内をさせていただいておりますが、12月8日と14日に研修会というのがございまして、まず8日の日が農業委員の農地利用最適化推進委員研修会ということで、前回のときも御案内状を差し上げとると思うんですけども、これがまず1つと、今度後づけで14日の日に中讃地域水田農業を考える会という研修が追隨して御案内がございました。これについて、これ1週間ずつにあるんですけども、出席いただける方、御参加いただける方は御連絡をいただきたいということでお願いしておったところですが、もう既に御回答いただいている方もおられます。先ほど、大坂委員もおっしゃったんですけども、もう自分で行くからなという方、それと一緒に連れてってくれんかなという方といろいろおられると思うんで、それも含めて行けるか行けんかという返事と、どうやって行くかということで御連絡いただけたらありがたいと思います。

○宮本会長 では、私のほうから。私は両日参加します。申し訳ないんですが、通り道なんで、あそこで乗せてください。

○事務局 分かりました。

○宮本会長 よろしくどうぞ。あと今日分かっている方、この場で教えてください。ちょっとわからないということですね。事務局のほうへ。今日分かっている方は。

○石川委員 申し訳ない、どちらも欠席します。

○谷川委員 私は、これで事務局さん、この8日は欠席や。これちょうど用あるけん。ほいで、14日は自分でアイレックスに行きます。

○事務局 かしこまりました。ありがとうございます。

○野田委員 どちらも出席、自分で行きます。マイカーで。

○事務局 ありがとうございます。

○西山委員 私も両方出席で、自分で直接会場行きます。

○宮本会長 あと不明な方は事務局のほうへ随時。

○池田委員 後で返事してもいいですか。

○事務局 結構ですよ。ありがとうございます。

○宮本会長 随時連絡お願いします。当然、事務局行かれますね。

○事務局 もちろんです。

○野田委員 県営の分ですけど、事務局から当時会長やった宮本さんにこんなあれが来ましたと言うてくれるんですか。

○事務局 それは、もう既に来られたときに、こんな案件が来ましたということは伝えました。

○宮本会長 そうしたら、議案第3号全て終わりました。

1つ私のほうから、例年農業委員会として忘年会やってるんですが、もしくは新年会やってるんですが、いかがですか。多分、皆さんのほうへ御連絡行つとると思いますけども、宇多津商工会議所のほうもコロナ防止のためにやらないということになってますので、私のほうも今回はやめとこうかなという意向を持っていますが、皆さんの意見はいかがでしょうか。

○谷川委員 コロナの関係でもうそのほうがええんと違うかな、多分。

○宮本会長 よろしいですか。

○谷川委員 もうちょっと落ち着いて。ほなけん、またうちの研修で行くんも落ち着いてから考えていた。

○宮本会長 大変、皆さんにアンケートで御苦勞かけていただいでるんで、ざつくばらんな話もやりたいんですが、こういう時節柄なんで、今回はもう見合すということで、そういう形で取りたいと思いますので、よろしく。

以上で議案は終わりました。

あと皆さん意見ありますか、何か。ええですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本会長 すいません、長々と……。

○谷川委員 それと、12月の委員会は大体何日の予定な。うちちょっと土地改良のそれでちょっと待ってくれと言うとんや。

○事務局 一応、予定では12月20日。

○谷川委員 やっぱり20日やろう。

○事務局 20日で。月曜日になります。

○谷川委員 これ20日に、うちも土地改良の理事会があるんじゃ。ほなけん、それを20日はいかんけん、理事会を22日にしてくれんかというて、一応は聞いたんやけど、ほいでもあ農業委員会の日に聞いて、ほいでもう一遍報告するということで、ほな構いませ

ん。ほなうちこれ22日に決定とします。

○事務局 ありがとうございます。お願いいたします。

○宮本会長 ありがとうございます。委員会優先していただきましてありがとうございます。

では、長々と時間過ぎました。ありがとうございました。閉会です。

午前11時40分 閉会